

第4章 まちづくりの基本方針

4-1 土地利用の方針

(1) 基本的な方針

○整備、開発及び保全を一体的に進める

- ・都市計画区域においては、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分により、市街地の整備と周辺環境の保全など、一体の都市としての整備、開発及び保全をめざす。

○コンパクト+ネットワークのまちづくりを推進する

- ・市街化区域のうち、松阪市立地適正化計画において居住誘導区域に設定した区域は、将来にわたり適正な人口密度の確保をめざす。また、都市核においては、誰もが歩いて多くのサービスを楽しむことができるよう、立地適正化計画で設定する都市機能誘導区域に、商業・医療・行政・コミュニティなどの都市機能を集約・充実させる。
- ・市街化区域内の農地などの都市的未利用地については、周辺環境に配慮しつつ、土地の有効活用又は計画的な保全に努める。

○市街化調整区域の既存ストックを活用する

- ・市街化調整区域は市街化を抑制することを基本としつつ、地域固有の資源や良好な既存ストックを有する区域については、地区計画等を活用し都市的土地利用の誘導を図る。

○都市計画区域外の暮らしを守る

- ・都市計画区域外では、拠点における生活サービス施設や、小規模集落における地域コミュニティなどの集落機能を維持し、自然環境や景観等を保全して地域の活性化につなげる。

(2) 土地利用の配置方針

① 住宅地

● 低層住宅地

- ・ 中心市街地郊外部の低層戸建住宅地を中心とする地区は、戸建住宅としての良好な居住環境の保全・維持を図る「低層住宅地」を配置する。
- ・ 歴史的建造物が残されている地区などは、地区計画などによる高層の建築物の立地を抑制する「低層住宅地」を配置する。

● 中低層住宅地

- ・ 中心市街地郊外部の中低層住宅地を中心とする地区は、中低層住宅が共存する良好な住宅地環境の形成を図る「中低層住宅地」を配置する。

● 一般住宅地

- ・ 松阪駅周辺の商業地を取り巻く中心市街地は、都市活力の活性化を進める上で人口の定着化、増加を促進する必要がある地区であり、住宅を中心にその他の施設立地もある程度許容する「一般住宅地」を配置する。
- ・ 中川駅土地区画整理事業区域周辺、豊原町、射和町の市街地及び丘陵地を中心とする大規模住宅開発地区は「一般住宅地」を配置する。また、伊勢中川駅周辺の交通利便性の高い区域は、地区計画等の活用により、市街化区域への編入を検討する「集約型居住誘導検討地区」を配置する。

● 住商複合地

- ・ 沿道型商業施設と住宅地の立地がみられる（都）田村下村線沿道、川井町の（都）東町松江岩内線及び（都）大平尾外五曲線沿道、大黒田町や五反田町の（都）松阪駅下徳田線沿道、国道42号沿道は、住宅の立地のほか日常買回品を中心とする商業施設が立地しており、住宅と商業施設との共存を図る「住商複合地」を配置する。
- ・ 商業施設の立地がみられる嬉野中川町の一部、公共施設が集積する嬉野地域振興局周辺は「住商複合地」を配置する。

② 商業地

● 商業地

- ・ 松阪駅を中心とする中町、日野町、京町、朝日町周辺地区は、南三重の玄関口に相応しい都市核として商業・業務施設の集積を図る「商業地」を配置する。
- ・ 伊勢中川駅西側には、本市の副次核的な機能を担う都市核として「商業地」を配置する。
- ・ 田村町周辺では、（都）田村下村線起点の延長にあわせて、商業系市街化を促進する「沿道型産業集積検討地区」を検討する。

● 近隣商業地

- ・ 商業地の連続する後背地として、国道42号、（都）松阪駅下徳田線など商業・業務施

設の立地ポテンシャルの高い幹線道路沿道地区並びに商業施設立地動向が顕著な地区は、隣接する住宅地環境との調和を図るため、日常の購買需要に対応した近隣型商業施設を誘導する「近隣商業地」を配置する。

● 商工複合地

- ・幹線道路沿道において商業施設や工業施設が混在する地区や伊勢中川駅周辺の一部は、「商工複合地」を配置する。

③ 工業地

● 工業地

- ・松阪港を中心とする大町及び狛師町塩浜、内陸部の上川工業団地、丘陵地の松阪中核工業団地、一志嬉野IC周辺の工業団地は、工業機能の増進・拡充を図る「工業地」を配置する。
- ・今後の産業振興や雇用の場を確保するため、松阪ICに通じる（都）東町松江岩内線沿道をはじめ、松阪第二環状線沿道及びウッドピア周辺等の産業適地において、「沿道型産業集積検討地区」を検討する。
- ・（都）大平尾外五曲線沿道の大塚町・久保田町周辺では、調整池の整備により浸水被害を防止するとともに、工業系・商業系市街地を形成する「沿道型産業集積検討地区」を検討する。

● 住工複合地

- ・既存の地域産業が立地する幹線道路沿道は、後背地の居住環境の保全に配慮しながら路線型の商業施設や工業施設の複合利用を誘導し、住・工が調和した「住工複合地」を配置する。

④ 集落地・農地

● 集落環境保全地区

- ・市街化調整区域や都市計画区域外の一団の農山漁村集落が形成されている地区は、その環境保全を図る「集落環境保全地区」として配置する。

● 農地等保全地区

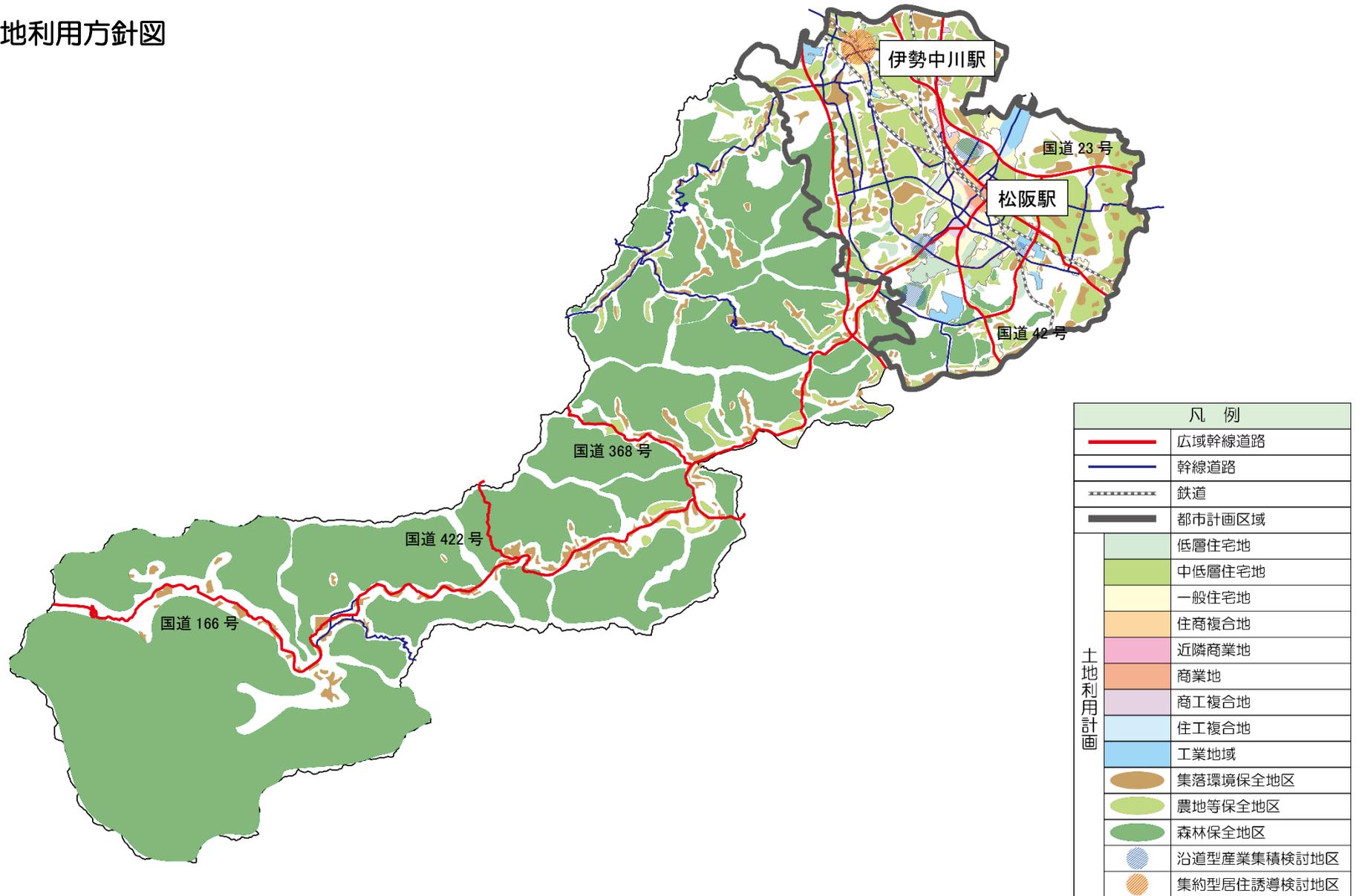
- ・農業振興地域に指定されている一団の農地は、優良農地の保全を図る「農地等保全地区」として配置する。

⑤ 森林

● 森林保全地区

- ・都市計画区域内の丘陵地や都市計画区域外の中山間地域等の森林については、良好な自然環境の保全を図る「森林保全地区」として配置する。

■土地利用方針図



■土地利用方針図（都市計画区域内）



凡 例		
	広域幹線道路	
	幹線道路	
	鉄道	
	都市計画区域	
土地利用計画		低層住宅地
		中低層住宅地
		一般住宅地
		住商複合地
		近隣商業地
		商業地
		商工複合地
		住工複合地
		工業地域
		集落環境保全地区
		農地等保全地区
		森林保全地区
		沿道型産業集積検討地区
		集約型居住誘導検討地区

4-2 市街地整備の方針

(1) 基本的な方針

○集約型都市構造を構築する

- 主要な鉄道駅周辺などでは、地域の個性を生かした都市核・地域核を形成するとともに、各拠点の相互連携が可能な集約型都市構造の構築をめざし、都市機能の集積と居住の誘導により、誰もが安心して快適に住み続けることができる市街地環境の向上に努める。

○産業機能を強化する

- 強じんて多様な産業構造を構築し、地域の雇用確保・維持を図るため、工業系市街地への戦略的な企業誘致・連携を促進するとともに、交通利便性の高い幹線道路沿道における新たな工業団地の確保に取り組む。

○良好な住環境を形成する

- 住居系市街地においては、地域特性に応じた住環境の維持・向上に努めるとともに、空き家・空き地の増加に対応し、適正な維持管理と活用を図る。

(2) 市街地整備の方針

① 松阪駅周辺における都市核の形成

- 都市核である松阪駅周辺では、商業・業務、文化などの都市機能の集積とあわせて居住を誘導するとともに、伊勢中川駅周辺の都市核及び地域核との相互の連携を強化する。
- 松阪駅周辺の中心市街地においては、魅力と賑わいがあふれるまちづくりを推進するため、「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画に基づき、各種施策を計画的かつ総合的に進める。
- 駅西地区では、市民ニーズに応えるべく、集客性のある複合施設を誘致するとともに、市民自らが生活の質の向上と地域貢献に取り組むため、市民活動の場の整備やカリヨンビル（官民連携施設）を活用する。
- 来訪者にとって魅力があり、住みやすく、誇りを持つことができるまちをめざすため、殿町地区のまちなみ保全を進めるとともに、観光交流拠点施設等整備事業、史跡松坂城跡整備基本計画等を踏まえつつ、「通り本町・魚町一丁目周辺地区」周辺を中心に関連施設を配置し、まちなか回遊ネットワークづくり等を進める。
- 行政サービスの向上や誰もが訪れやすい魅力あるまちをめざすため、市役所の3つの分館、4つの別棟の集約化の取組とあわせて、駐車場の整備や都市計画道路の整備によるアクセス環境の向上に努める。

② 伊勢中川駅周辺における都市核の形成

- ・伊勢中川駅周辺の市街地においては、土地区画整理事業による良質な都市基盤等を活用し、都市機能の集積や居住の誘導を促進するとともに、生活サービス施設などの都市機能を維持するため、伊勢中川駅から徒歩や自転車で移動することができる交通便利性の高い区域において住宅地の拡大を検討する。

③ 地域核の形成

- ・橿田駅周辺、射和周辺は、地域の個性や歴史を生かしながら、居住の誘導を促進する。
- ・三雲地域振興局周辺は、地域コミュニティの維持・向上のため、沿道サービス施設などの都市機能を維持するとともに、都市計画法第34条第11号に基づく区域指定制度を活用する。

④ 大規模集客施設の適正な立地

- ・市街化区域における既存の大規模集客施設等の立地区域については、その施設の維持を図る。
- ・市街化区域に隣接する既存の郊外型・路線型の大規模集客施設等の立地区域については、地区計画等の活用とあわせて市街化区域への編入を検討する。
- ・田村町周辺では、円滑な交通の確保により、商業系市街地の形成を誘導する。

⑤ 既存工業地の整備

- ・幹線道路沿道工業地の住工複合地では、幹線道路の整備・拡幅とあわせて、居住環境、生産環境の改善・向上に努める。
- ・松阪港を中心とする大口町及び狛師町塩浜、内陸部の上川町、丘陵地の松阪中核工業団地、天花寺工業団地については、今後とも工業生産などの活動拠点として、操業環境の維持・向上に努める。
- ・流通関連業務地区である天花寺テクノランド地区については、地区計画等の活用により、未利用地への企業立地を計画的に誘導する。

⑥ 新たな工業地の整備

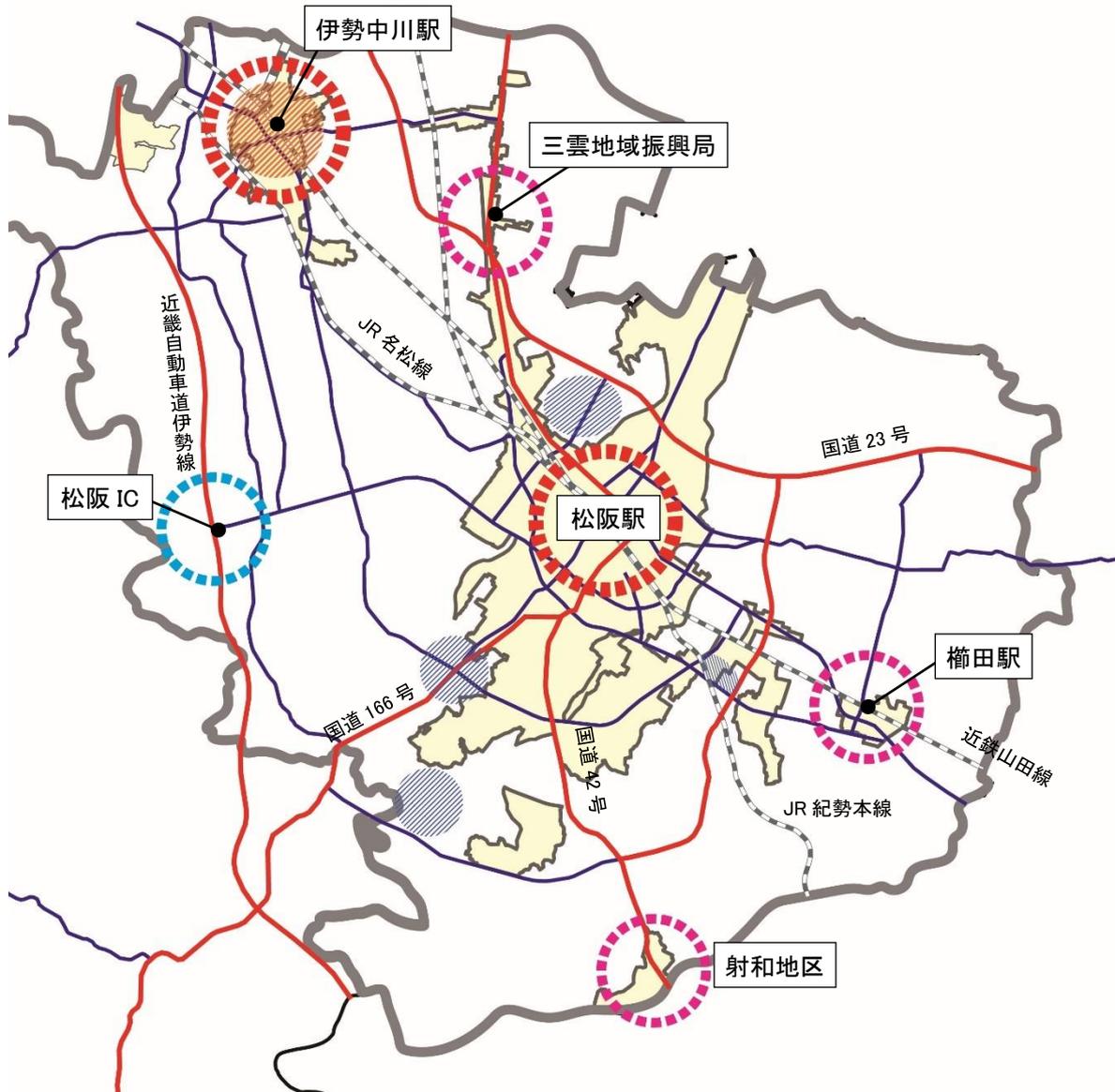
- ・松阪 IC に通じる（都）東町松江岩内線沿道や、（都）松阪第二環状線沿道及びウッドピア周辺においては、地区計画等の活用により、周辺環境と調和した工業地の整備を図り、企業立地を検討する。
- ・（都）松阪バイパス沿道の既存工業地に隣接する地域においては、今後、新たに工業系の土地利用を図るとともに、必要に応じて用途地域の見直しを検討する。
- ・（都）大平尾外五曲線沿道の大塚町・久保田町周辺では、恒常化する浸水区域の改善を行うとともに、工業系・商業系市街地を形成する。
- ・企業誘致にあたっては、成長が期待できる航空宇宙産業、ヘルスケア産業や先端技術

関連産業の国内外企業の誘致や連携を戦略的に行う。

⑦ 住宅地の整備

- 中心市街地周辺の市街地において、人口の定住化、都市防災等の観点から、道路、公園、下水道等の都市基盤整備とあわせて、居住環境の整備改善を図る。
- 空き家・空き地の適正な維持管理を促進するとともに、地域の実情に応じた活用を検討する。
- 地区計画等の活用や建替え時のセットバックの指導等を図り、適切な市街地の更新や周辺における居住空間の確保の誘導に努める。
- 一団の都市的未利用地が介在している地区では、面的整備の導入も含めて、戸建住宅地としての良好な居住環境の整備・保全・維持を図る。
- 郊外の大規模住宅団地開発地区は、都市基盤が整備された計画的な住宅地であり、良好な居住環境の維持・向上や、デマンド交通の導入などにより、公共交通の利便性を確保する。

市街地整備の方針図



※「沿道型産業集積検討地区」
「集約型居住誘導検討地区」
は、今後の概ねの検討対象を
示しており、具体的な範囲・
距離などを明示するもので
はない。

凡例	
	広域幹線道路
	幹線道路
	鉄道
	都市核
	地域核
	物流・産業拠点
	沿道型産業集積検討地区
	集約型居住誘導検討地区
	市街化区域
	都市計画区域

4-3 交通施設・道路整備の方針

(1) 基本的な方針

○公共交通体系を構築する

- ・各交通手段の適切な連携のもと、松阪駅周辺及び伊勢中川駅周辺の交通結節機能を充実することで総合交通体系の構築をめざす。
- ・自動車交通、バス交通、自転車・徒歩交通と適切に連携することで利便性を向上させ、利用促進及び路線が維持できる公共交通網を形成する。

○安全な道路交通を確保する

- ・道路は、今後の交通需要や都市機能の連携に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮しながら、道路ネットワークの構築を進める。

(2) 交通施設・道路整備の方針

① 広域幹線道路の整備・充実

- ・近畿自動車道伊勢線については、松阪圏域外と連携する現在の機能を維持する。
- ・国道23号、(都)松阪バイパスは交通渋滞の解消を進め、幹線道路機能の維持や強化を図る。
- ・通過交通の市街地への流入を抑制させるため、(都)松阪バイパスの整備を推進するほか、案内標識の変更等により迂回を促進する。
- ・公共交通も含めた生活交通の移動サービスの向上を図るため、国道42号において、右折レーンの設置・延伸、バス停移設やバス専用停車スペースの設置を推進する。
- ・国道166号、368号は、現在整備に着手されている区間の早期完成に向けて、関係機関に対し積極的な要望活動を展開するとともに、今後なお一層の整備促進に向けて連携した取組を行う。

② 幹線・補助幹線道路の整備・充実

- ・都市核や地域核、物流・産業拠点やレクリエーションゾーンなどを相互に連携する、(主)鳥羽松阪線、(主)松阪久居線、(都)松阪第二環状線、(主)嬉野美杉線、(一)松阪嬉野線、(一)松阪環状線等の幹線道路については、必要な整備を推進するとともに、機能の維持を図る。
- ・中心部へ集中する通勤交通等の分散を図るため、(一)六軒鎌田線等の整備を推進するほか、交通の整流化を図るため、沿道施設の右折出入の禁止や出入口の改善等を実施する。
- ・中心市街地内へのアクセス強化を図るため、(都)松阪公園大口線外1線(踏切アンダーパス化)等の整備を推進する。
- ・中心市街地へのアクセス環境や回遊ネットワークの向上を図るため、(都)東町松江岩

内線の整備を推進する。

- 地域核間の結節の強化及び円滑な道路網形成の促進に向け、(都) 東町松江岩内線と伊勢中川駅周辺を連絡する道路整備について検討を行う。
- (都) 宮町高町線などは、緊急輸送道路として防災機能の維持や強化を図る。
- その他の都市計画道路や県道、広域農道については、市街地と集落地間のネットワーク化、円滑な交通流動の実現のため、未整備路線の整備促進や拡幅改良に努める。

③ 安全で魅力ある道路空間の整備の推進

- 拠点周辺においては、高齢者等が歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、歩道のバリアフリー化を進める。
- 日常生活圏の利便性・快適性の向上を図るため、歩行者・自転車が安全に通行できる自転車・歩行者道の確保、街路の緑陰の確保などを進める。
- 市道については狭隘区間、危険箇所などの早期改良を行い、地域社会の生活基盤の水準を高める。
- 運転者が視覚から情報を得やすくするため、区画線を設置するなど安全な交通環境の整備に取り組む。
- 道路危険箇所や交通事故多発箇所の道路環境整備に取り組む。
- (都) 松阪駅下徳田線、(都) 松阪駅松阪港線、(都) 松阪第二環状線、(都) 算所宮古線、(都) 下之庄小村線などは、シンボル道路として位置づけ、本市の玄関口にふさわしい道路景観整備を推進する。

④ 通学路の安全確保

- 通学路の安全確保を図るため、「通学路の安全確保に関する取組の方針」に基づき、ガードレールの設置やゾーン 30 の区域指定等の対策を講じる。
- 通学路の合同点検の結果から明らかとなった対策必要箇所について、箇所ごとにハード対策及びソフト対策両面から具体的な実施メニューを検討する。
- 安全な通学路を確保するため、地域、学校、教育委員会等と連携し、横断旗や通学路用看板の支給など、地域の実情に応じた通学路対策を実施する。

⑤ 道路・橋りょうの適切な維持管理

- 道路舗装は、対処療法的な維持管理が多いことから、不具合を早期に発見し、対応するため、巡視・点検を行う。
- 橋りょうについては、災害発生時における孤立集落の発生等を防止するため、松阪市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、耐震補強を行うとともに、経年劣化に伴う予防保全型修繕に取り組み、既存ストックの健全性を維持していくため、維持管理費の計画化・重点化を図る。
- 地域のボランティア活動を通じて維持管理に努める。

⑥ 公共交通の充実・利用促進

- ・過度な自動車利用から公共交通等の適切な利用等を促すモビリティマネジメントを進める。
- ・市民が移動するため、自家用車以外の交通手段（鉄道、バス、タクシーなど）を選択でき、条件によっては乗り継ぎをすることにより目的地まで移動することができる地域公共交通網の整備をめざす。
- ・乗車率の向上を図るため、利用者ニーズを基に、各地域の運行協議会などで、継続的に運行形態について議論し、改善を図る。
- ・鉄道を含めた乗り継ぎの利便向上を図るため、乗り継ぎ地点・停留所の整備をはじめ、公共交通経路情報検索エンジンへの松阪市運営公共交通情報の提供と掲載、乗り換え（駐輪場やレンタサイクルも含む）案内を加えた公共交通PRの実施に取り組む。
- ・現在運行されている路線について、生活交通確保維持改善計画を作成し可能な限り国や県の補助を受けつつ、利用促進を図り運行を実施する。

⑦ バスルートの改善

- ・市街地循環線の鈴の音バス運行ダイヤ改善、ルート変更、路線の拡大を含めた改善の検討を行う。
- ・廃止代替バス（宇気郷線・阿坂小野線）の運行形態の改善の検討を行う。

⑧ 公共交通空白地域の改善

- ・公共交通の活性化について、松阪市地域公共交通協議会で随時検討を行うとともに、適切なアドバイスを行い、利便性が確保された公共交通網の形成を図る。
- ・デマンド型乗合タクシーなどのような様々な運行方式の選定を検討する。

⑨ 協働による地域公共交通の充実

- ・公共交通を守り育てる市民意識を醸成するため、松阪市地域公共交通協議会及び地域の運行協議会の活性化を図る。具体的には、路線評価を基にした利用促進の取組を実践するため、地域の運行協議会が主体となり沿線自治会等、行政、運行事業者と協働した取組を行う。
- ・公共交通が運行している地域において、個人が自発的に公共交通の利用を選択することができるよう、バス停の位置などの必要な情報、環境面など、公共交通の利用を啓発する。
- ・松阪市運営公共交通の各路線については、松阪市地域公共交通協議会で策定した路線の評価システムを活用してPDCAサイクルによる継続的改善を検討・実施する。

⑩ 駅周辺の再整備

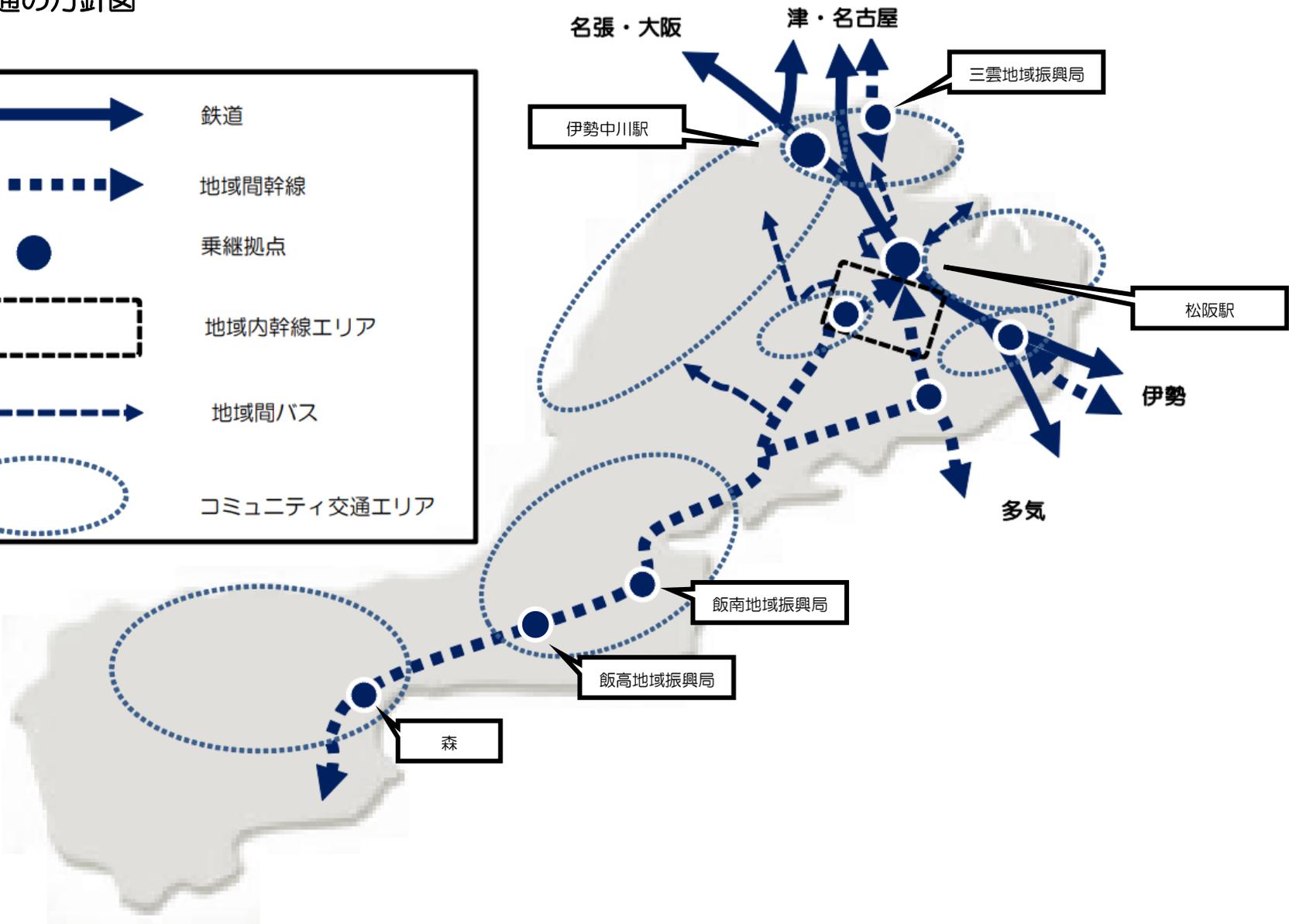
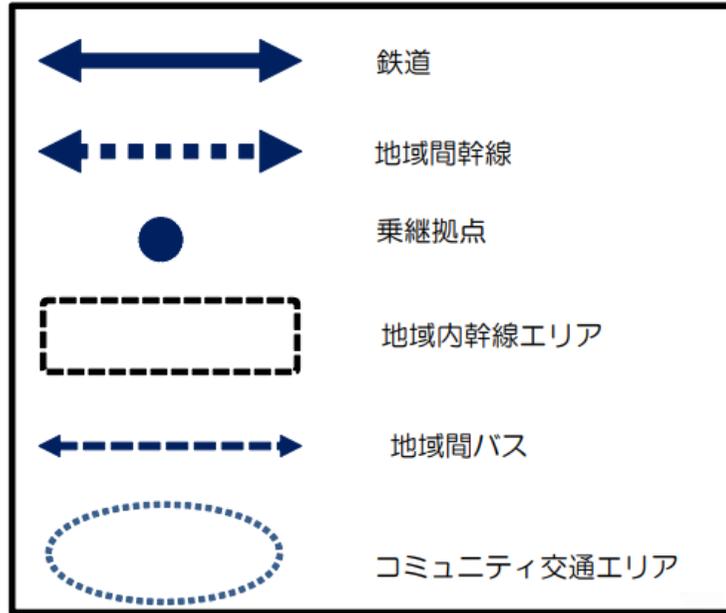
- 松阪駅のバリアフリー化を推進する。
- 松阪駅西側の広場は、交通結節機能の強化に加えて、「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画に基づく再整備を図る。また、松阪駅東側の広場は駅利用者の利便性向上に向けて、土地の有効利用の促進化を図る。
- 鉄道駅とバス交通の接続の利便性向上や公共交通の利用を促進するため、駅前広場等の整備を進める。
- 松阪駅や伊勢中川駅周辺等においては、鉄道利用の利便性を確保するため、駐車場及び駐輪場の確保に努める。

■将来道路網図

凡例	
	広域幹線道路
	幹線道路
	都市計画区域



■公共交通の方針図



4-4 河川・海岸・下水道の方針

(1) 基本的な方針

○河川改修の整備を促進する

- ・河川・海岸については、良好な水辺環境に配慮しながら河川改修をはじめ、海岸・港湾の整備を進める。

○浸水対策を推進する

- ・河川の洪水対策、公共下水道との連携を図り、総合的な治水対策を促進し床上浸水ゼロをめざす。
- ・公共施設の新設・改築に際して、雨水流出抑制施設の設置を検討し、浸水被害の軽減を図る。

○水環境を守る

- ・地域の状況を踏まえ、引き続き必要な下水道の整備を進め、今後も更なる公共用水域の水質環境の改善と快適な生活環境の確保を図る。

(2) 河川・海岸・下水道の方針

① 河川改修・堤防整備等の促進

- ・市内には台風、低気圧等による集中豪雨時に浸水する箇所が多数存在しており、一級河川櫛田川、雲出川、中村川等や、二級河川三渡川、百々川、名古須川、準用河川碧川、真盛川、九手川など、今後とも河川改修を促進する。
- ・二級河川阪内川、中川、愛宕川、金剛川、名古須川などは、流下能力の維持・向上に向けた維持補修などを促進する。
- ・櫛田川、雲出川、三渡川、金剛川について、河川整備計画に基づき良好な環境に配慮しながら、引き続き整備を促進する。

② 浸水対策の推進

- ・浸水地区における被害の軽減を図るため、河川の洪水対策、公共下水道、公共施設への貯留による内水対策、農業農村整備事業による雨水排水対策との調和を図りつつ、外水と内水の一体的な浸水対策計画の策定を進め、総合雨水対策 10 か年戦略事業等を推進する。

③ 河川環境の保全

- ・櫛田川の特徴であるアユ等の回遊魚が遡上困難となっていることから、引き続き櫛田川総合水系環境整備事業を継続する。
- ・美しい川づくりを積極的に展開していくため、森林や農地の適正管理や生活雑排水処理事業の充実に努める。

④ 海岸の整備

- 海岸部の自然環境や景観の保全・活用を図るため、砂浜や干潟の保全や動植物の生息域等の確保に努める。
- 高須町公園、松名瀬海岸海浜公園の既存資源を活用し、海辺の動植物の観察・学習や観光レクリエーションの拠点形成に努める。
- 榎田川河口部の干潟や松名瀬海岸の自然資源、景観資源の活用を図り、水辺・海辺のレクリエーション拠点の形成を図る。

⑤ 港湾整備

- 港湾部においては、高潮などによる災害対策等に取り組むため、堤防構造の強化等を促進する。
- 松阪港では、港湾計画に基づき適切な整備・管理運営を行うため、臨港地区及び分区分を維持し、生産・物流拠点としての機能の充実を図る。

⑥ 公共下水道事業の推進

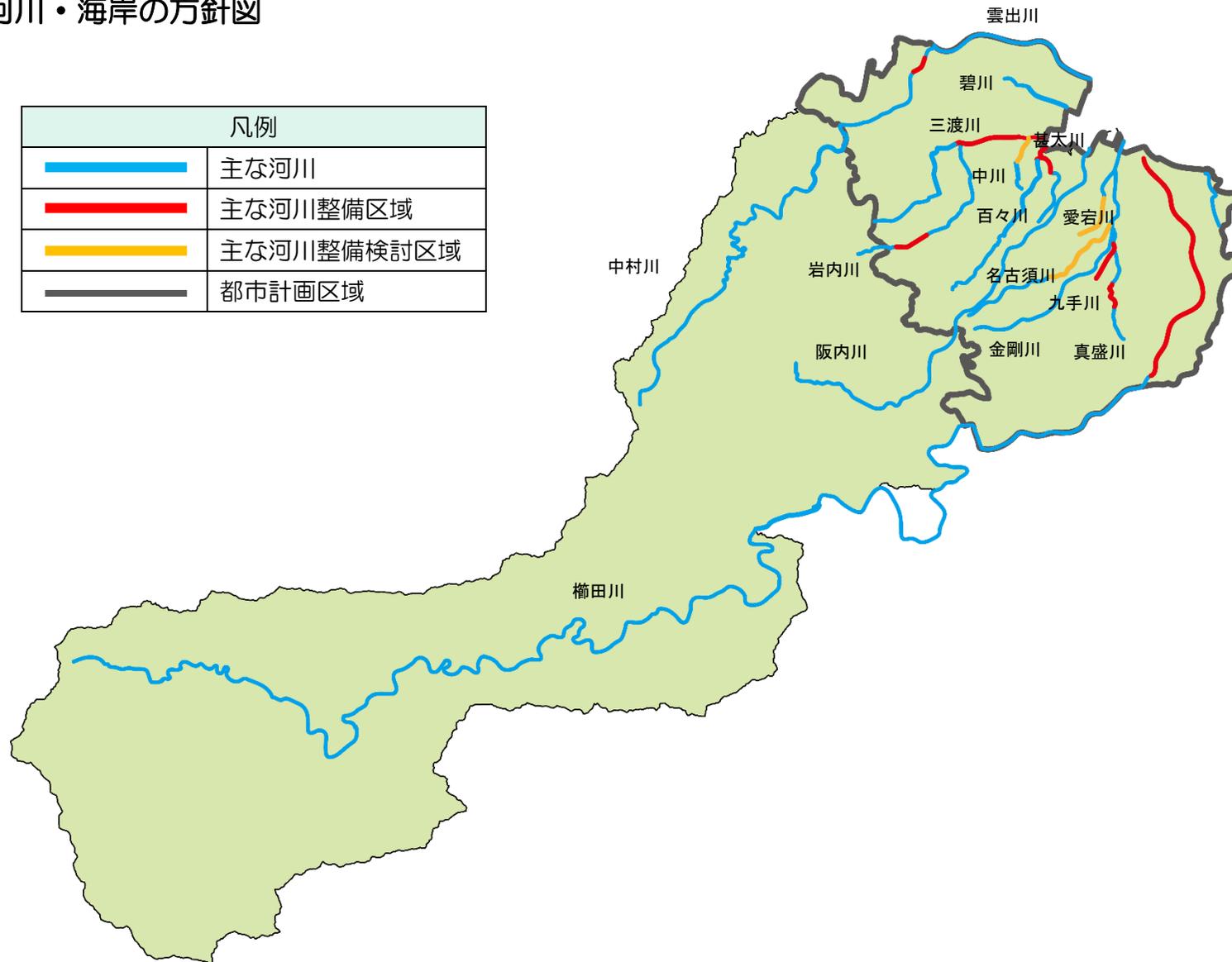
- 汚水処理人口普及率の向上に努めるため、汚水整備計画に基づき、計画的かつ効率的な整備の推進とともに、水洗化を促進する。また、効率的な整備を行うため、公共下水道全体計画区域の見直しを行う。
- 浸水被害の軽減に努めるため、市街地の浸水対策として、雨水施設整備を計画的に進める。

⑦ 合併処理浄化槽の普及促進

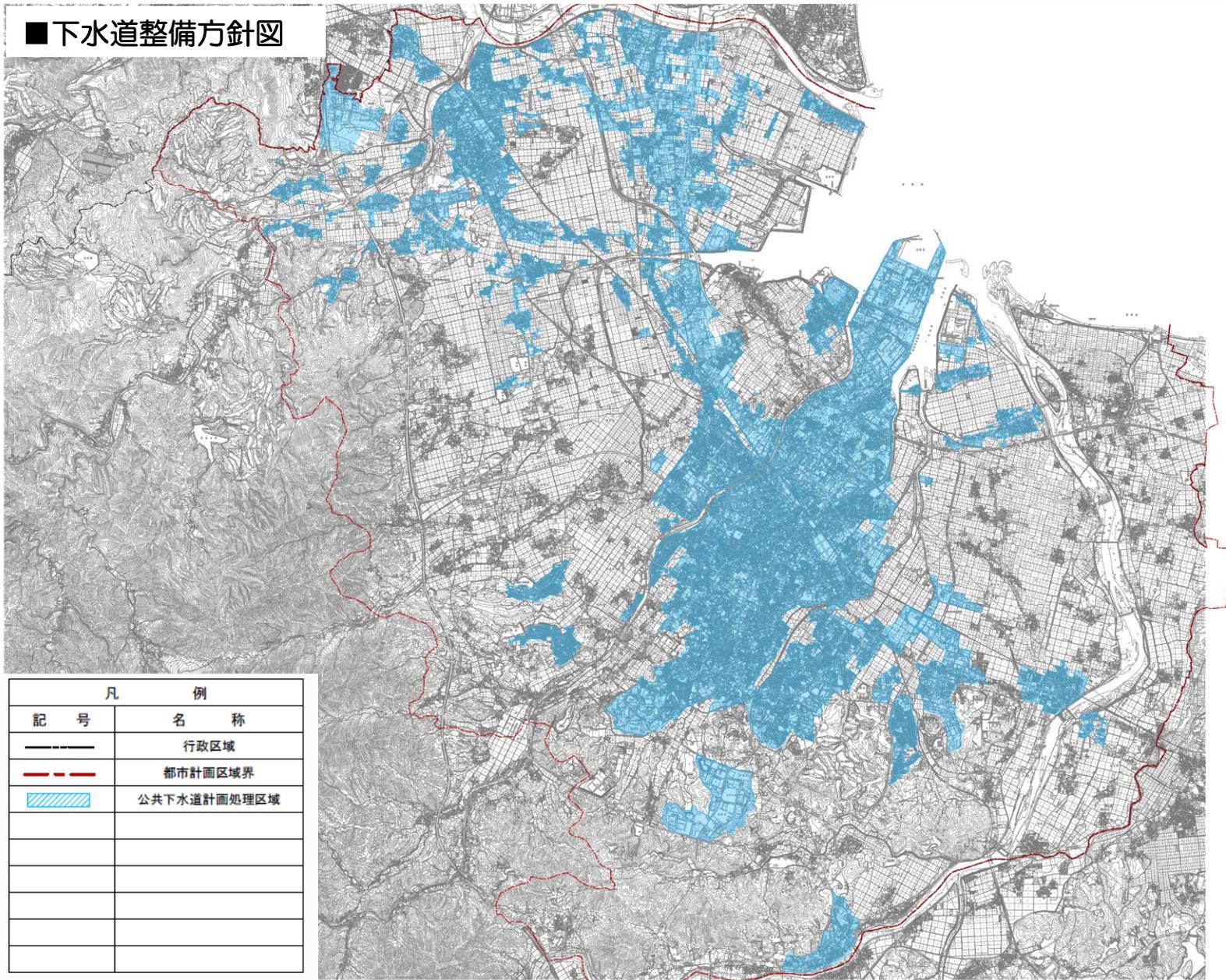
- 下水道等が整備されない集落地等においては、合併処理浄化槽への転換を促進する。

■河川・海岸の方針図

凡例	
	主な河川
	主な河川整備区域
	主な河川整備検討区域
	都市計画区域



■ 下水道整備方針図



凡 例	
記 号	名 称
———	行政区域
- - - - -	都市計画区域界
▨▨▨▨	公共下水道計画処理区域

4-5 公園・緑地の方針

(1) 基本的な方針

○公園の整備を図る

- ・あらゆる世代の交流や憩いの場、健康増進の場として公園の整備を進める。

○公園を適切に維持管理する

- ・将来における各施設の長寿命化や安全対策の強化、日々の維持管理に努め、安全で安心な生活環境を確保する。

○防災活動拠点を確保する

- ・災害時における避難空間や災害活動の拠点となる公園緑地等の確保に努める。

(2) 公園・緑地の方針

① 都市公園等の適切な配置・整備

- ・日常生活圏の安全性・快適性の向上を図るため、徒歩圏内の街区公園や街角の休憩スポットとなるポケットパークの整備を進める。
- ・身近に利用できる子どもの遊び場や高齢者の憩いの場を確保するため、松阪市全体の公園配置と遊具等の再整備を検討する。
- ・松阪市総合運動公園については、防災公園としての整備促進を進める。また、新最終処分場基本構想に基づき、公園区域の見直しを行うとともに、多様化する市民のスポーツ・レクリエーション需要に対応するため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公園設置を行う。
- ・都市計画公園については、計画決定後長期にわたり整備されていない公園の必要性を検討する。
- ・市街地内の未利用地、公共施設跡地などの活用が可能な場合には、これらを活用した公園整備等の検討を進める。

② 都市公園の適切な維持・管理

- ・公園遊具の安全点検、遊具の修繕、樹木の剪定等を行い安全・安心な公園の維持管理に努める。
- ・市民の利用形態や、都市公園以外の公園類似施設の配置状況も踏まえ、老朽化に対する安全性の確保や機能の維持、維持管理に係る予算の縮減及び平準化を図る「長寿命化計画」の検討を行う。

③ 自然資源・歴史資源等を活用した公園の整備

- ・雲出川河川敷公園の活用及び維持、阪内川護岸の親水性の向上、中村川桜堤や河川敷の活用、碧川のハマボウの保全・活用など自然資源を活用した公園整備を進める。

- ・市街地周辺の丘陵地などを中心に多数の古墳・史跡が存在しており、日常のレクリエーション・学習機会と観光需要への対応を図るために、既存の松阪公園や宝塚古墳公園の充実を図る。

④ 緑地の保全

- ・市街地及び市街地周辺等の緑化を進めるため、緑地保全制度や工業立地法、楨垣の補助制度等の活用努める。
- ・工業団地周辺の斜面樹林は、公害の緩和等に資する緑地として保全する。

⑤ 都市緑化の推進

- ・既成市街地においては、道路や公園の整備をはじめとした公共施設整備にあわせて都市緑化の推進に努める。
- ・緑化活動の裾野を広げていくため、市民・自治会等による自主的な緑化活動の紹介、顕彰などを通じて、既存の緑化活動のPRを行う。

■公園・緑地の方針図

凡例	
●	総合公園・運動公園
■	地区公園
▲	近隣公園
●	街区公園
+	都市緑地
●	その他の公園
	自然公園地域
	広域幹線道路
	鉄道
	都市計画区域



4-6 その他都市計画施設等の方針

(1) 基本的な方針

○公共施設の適正化に取り組む

「まちづくりの視点から将来の公共施設を考える」、「公共施設の総量を縮減する（改修・転用・新設を行う場合には、複合化）」、「ライフサイクルコスト（LCC）を削減する」の三大原則を基本として、公共施設等のマネジメントに取り組む。

(2) その他都市計画施設等の方針

① 供給処理施設の整備

- ・上水道については、安全で安定した水道事業の構築とともに、人口減少を踏まえた水道施設の再構築と災害時にも供給可能な体制に向けて、老朽管の更新と管路の耐震化を進める。
- ・松阪市総合運動公園の区域見直しとあわせて、廃棄物最終処分場の整備を検討する。

② 火葬場等の整備検討

- ・松阪市内に存在する斎場・火葬場について、「松阪市斎場及び火葬場のあり方検討委員会提言書」に基づき、施設の整理統合を含め、計画的に整備する。
- ・篠田山の西山墓地内について、区域の再編検討を行う。

③ 市庁舎の整備検討

- ・本庁分庁舎の整備については、「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画や「松阪市分庁舎整備方針」に基づき、調査・検討を行う。

④ 多世代交流施設の確保

- ・学校や幼稚園、保育園、福祉施設などが連携を図り、世代間交流を推進して、高齢者や障がい者等とのふれあいの場をつくる。
- ・運動・介護予防のための高齢者の場所づくり、子どもや若者などとの連携が図れる交流拠点を検討する。

⑤ 公営住宅の整備

- ・公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、耐火構造中層四階建を中心に長寿命化整備を行う。また、簡易耐火平屋・二階建てについては、用途廃止し、集約化を図っていくとともに、「地域住宅計画」に基づき住宅整備を検討する。
- ・公営住宅においては、高齢者に対応したバリアフリー化や低層階への入居募集等を進める。

- 高齢者が住み続けられる住宅として、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの高齢者向け住宅の整備を支援する。

4-7 安全なまちづくりの方針

(1) 基本的な方針

○市民の安全を守る

- ・松阪市地域防災計画に基づき、総合的な防災・減災対策に取り組み、「災害時の人的被害ゼロ」をめざす。
- ・自助・共助・公助が効果的に連動するよう市民とともに防災対策に努め、台風や集中豪雨などの自然災害や、南海トラフ地震などの大規模災害などから市民の生命、身体及び財産を守る。

○防災意識を高める

- ・継続的な防災教育・啓発を充実し、市民の危機管理意識の更なる向上を図る。

(2) 安全なまちづくりの方針

① 市街地の防災性の向上と防災施設の適切な更新

- ・伊勢中川駅周辺の近隣商業地域においては、防災性の向上に向けて、準防火地域の指定を検討する。
- ・市街地における防災性の向上を図るため、一般木造住宅や避難路沿道の建築物の耐震診断・耐震補強の普及・啓発とともに、地域住宅計画などにおいて、市街地の耐震性向上の促進や消防水利の耐震性の確保、防火水槽の設置に努める。
- ・市全体の耐震化率の向上を図るため、耐震性のない木造住宅の除却に対する支援を検討する。

② 消防活動困難地域の解消

- ・消防活動困難地域の解消を図るため、消防車の進入が困難な地域においては、計画的に骨格的な生活道路の整備を進める。
- ・倒壊等により人の生命身体若しくは財産を害し、又は車両等の通行妨げるおそれのあるブロック塀等の所有者に対して、ブロック塀等の耐震対策の普及啓発を行っていく。
- ・空き家の倒壊による道路閉塞等は、緊急車両通行・活動支障をきたすなど、人的被害を拡大させる可能性があることから、現に居住する住宅と同様に、補強による耐震性の確保もしくは除却等を促進する。

③ 浸水履歴地を中心とした排水対策の展開

- ・豪雨時の浸水や排水対策を展開していくため、「10年間で床上浸水ゼロ」の方針に基づき、計画的な河川改修、下水道整備などの推進と適切な維持管理に努める。
- ・雨水排水用のポンプ場施設の整備と更新を計画的に進める。
- ・海岸部では、高潮対策として、堤防構造の強化に努めるとともに、砂浜の保全や復元を図る。

④ 土砂災害対策の展開

- 土砂災害や急傾斜地でのがけ崩れ等の災害の防止に向けて、砂防ダムなどの設置や保安林指定による森林の保護育成を図る。
- 住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある土砂災害（特別）警戒区域では、特定の開発行為や建築物の規制を行う。
- 地震に伴うがけ崩れ等の危険性の高い区域では、建築物の被害を軽減するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の活用を図る。

⑤ 津波避難困難地域の解消

- 理論上最大クラスの南海トラフ地震の津波浸水想定区域を対象に、避難可能時間内に避難対象地域の外側や津波緊急一時避難ビルへ避難が可能な地域を除いた地域を「津波避難困難地域」として抽出する。
- 津波避難困難地域の解消のために、まずは既存施設を活用した避難対策（津波緊急一時避難ビルの指定）を優先し、それでも解消が困難な地域に対して、津波避難タワーなどの津波避難施設の整備を行う。
- 津波浸水想定区域内の企業・事業者が所有する建物について、喫緊の対策として津波警報発表時等に逃げ遅れた人等がやむを得ず避難する緊急的、一時的な「津波緊急一時避難ビル」として利用を行うための協定締結を推進する。

⑥ 地域の防災体制の充実

- 地域における住民協議会や自治会などと連携し、自主防災組織の結成の促進とその育成指導を図り、災害時に迅速に地域で助け合う「共助」の仕組みを構築する。特に一人暮らし高齢者や障がい者などについては、関係各課と連携して、災害時要配慮者の名簿の共有化などを図り、地域で支えられる仕組みの構築に取り組む。
- 消防団を中核とした地域防災力の強化を図るため、消防団協力事業所表示制度を推進し、被雇用者が入団しやすく、また消防団員として活動しやすい環境整備に取り組む。
- 地域と一体となって、様々な災害に対応できる訓練を行う。

⑦ 防災情報の周知と防災意識の向上

- 災害時の被害を軽減するため、被害が予想される地区においては居住の抑制を図るとともに、洪水や津波などのハザードマップの周知徹底を図る。
- 住民へ迅速かつ的確な情報伝達を図るため、災害時における的確な情報の収集と防災行政無線デジタル化を進める。
- 各地域・自治会等をはじめ、また、幼少期の知識習得が大切であることから、出前講座等を通じた防災意識の向上をめざす。

⑧ 基盤施設等の耐震化の推進

- ・災害時の避難経路、物資輸送経路を確保するため、市道は「松阪市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの落橋防止を考慮した予防保全対策を推進し、国県道など重要な幹線道路の耐震補強の促進、水道施設の耐震化などを進める。
- ・大規模な震災時に消防水利を確保するため、耐震性貯水槽を計画的に設置する。
- ・耐震性能が不足するため池については、県営ため池等整備事業により耐震化を進める。

⑨ 公共施設等の耐震性の確保

- ・市庁舎においては、防災拠点等としての庁舎機能を保持するため、分庁舎整備を進める。その他耐震性が確保されていない公共施設については、安全性を確保するため、「公共施設等総合管理計画」に基づき、用途廃止や統合化を進める。
- ・園児・児童生徒等の園、学校生活における安全・安心を守るため、非構造部材の耐震化対策等を行う。
- ・既存建築物について定期報告制度により状況把握を行い、建築物の所有者等に天井の脱落防止に係る新たな基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう普及啓発と指導を行う。
- ・既設エレベーターへの安全装置が設置済みであることを示す安全マークを表示することで、より一層の安全性を確保するよう、関係団体と協力し制度の普及啓発を行う。

⑩ 災害応急対策の充実

- ・災害発生時の応急対策として、「松阪市地域防災計画」に基づき、仮設住宅を確保するとともに、被害状況によっては仮設住宅が不足する場合が見込まれるため、民間住宅提供等の仕組みづくりの検討を進める。
- ・公共下水道区域において、防災拠点・避難所へ計画的に災害用マンホールトイレ（貯留型）を設置する。

⑪ 中山間地域の孤立化防止

- ・中山間地域では、災害発生時の孤立化を防止するため、国道166号などの迂回路の整備を図るとともに、整備が困難な地域では災害グッズ備蓄の充実、防災ヘリコプターの活用等に努める。
- ・消防団と飯南・飯高分署の連携を密にし、消防活動の強化を図る。
- ・消防団、各分署の耐用年数を経過した消防機械器具及び施設、特に小型動力ポンプ付積載車について計画的に更新し、機動力の強化を図るとともに、耐震性貯水槽についても年次計画に基づき適所配備し、消防用水の確保を図る。

⑫ 防犯対策の推進

- ・安全な歩行・通行を確保するため、国道・県道等の新設・改良とあわせて街路灯の設置を促進するとともに、地域において適切な防犯灯設置箇所の見直しと維持管理を促進する。

- 自治会の防犯カメラ設置に対する支援や、市防犯パトロール車及び青色回転灯自主防犯パトロール団体パトロール車両にドライブレコーダーを装着し、犯罪抑止効果の向上を図る。

4-8 自然・環境保全の方針

(1) 基本的な方針

○自然環境を守り生かす

- ・都市基盤整備との調和を図りながら、赤目一志峡県立自然公園や丘陵地、里山の樹林地、河川、海岸線等、水と緑に恵まれた自然環境を保全する。
- ・松阪市森林整備計画に基づく適正な森林整備の促進により、森林の有する多面的機能の発揮に努める。

○環境に優しい社会を構築する

- ・ごみの減量化等に継続して取り組むとともに、地球温暖化対策の観点から、CO₂の吸収源となる緑地を積極的に保全し、創出するなど、資源循環型社会、低炭素社会の構築をめざす。

(2) 自然・環境保全の方針

① 森林の保全

- ・森林は環境保全、景観形成、防災等にも重要な緑地となっており、地域森林計画等に基づき森林の整備・保全に努める。
- ・森林組合等認定事業者や森林活（もりかつ）プロジェクトと連携し、適正な間伐と利用促進に取り組むとともに、木質バイオマス発電施設の燃料として未利用間伐材を有効活用する。
- ・伐採地の再造林など適切な森林整備と緑の循環を形成する林業をめざし、災害にも強く生産性の高いクヌギ等の広葉樹の植栽を促進する。
- ・森林の保全・整備を社会全体で支えていくため、三重県の「企業の森」の取組など森林ボランティア活動を支援する。

② 自然公園の保全と利用

- ・潤いのある水環境の活用を進めるため、蓮ダム周辺やなめり湖周辺の適切な維持・管理に努める。
- ・中山間地域の自然環境を保全するため、引き続き、香肌峡県立自然公園、室生赤目青山国定公園など自然公園区域の指定を維持する。

③ バイオマス発電や資源循環の推進

- ・未利用の間伐材などを木質バイオマス発電の燃料として有効活用し、地場産業である林業振興を図り、地域の活性化につなげる。
- ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方を基本として、ごみ減量と資源化の啓発活動に取り組み、また、資源物集団回収活動の促進や市民が資源物を出しやす

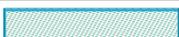
い環境づくりに努める。

- 生ごみ堆肥化グループの数を増やすとともに、生ごみ堆肥化を地域に広めていく。

④ ごみ集積場の整備と不法投棄の防止

- ごみ集積所などの施設の整備を行う。
- 不法投棄防止対策については、監視パトロールを行うとともに、地域で設置された監視カメラにより、行政と地域が連携を図りながら、不法投棄の防止に努めていく。

■自然・環境保全の方針

凡例	
	森林保全地区
	自然公園地域
	都市計画区域
	広域幹線道路
	鉄道



4-9 福祉のまちづくりの方針

(1) 基本的な方針

○ 支え合いの社会を創る

- ・地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、子ども・高齢者、障がい者などすべての人々が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高めあう社会をめざす。
- ・福祉などの地域の公的サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の仕組みを構築していく。

(2) 福祉のまちづくりの方針

① 施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進

- ・拠点周辺においては、集客力の高い施設、都市計画道路、都市公園等のユニバーサルデザイン化を進める。
- ・まち全体のユニバーサルデザイン化を促進するため、不特定多数が出入をする民間施設に対しては、バリアフリー整備等の普及啓発を図る。
- ・地域に密着した福祉のまちづくりを推進するため、NPO や市民活動団体等の連携により、公共施設などでユニバーサルデザイン化のための改善すべき箇所のアドバイス等を求める。

② 子育て支援施設や教育施設の充実

- ・保育園等においては、「松阪市立幼稚園・保育園あり方基本方針」に基づき、地域の実情や今後の状況を踏まえ、再編・統廃合及び認定こども園も含めて検討し、現施設の機能を転換、あるいは、新たな統合施設を整備していく。
- ・待機児童対策として、私立認可保育園の施設整備補助金による整備の促進、また公立保育園では春日保育園の移転新築により定員増を図る。

③ 高齢者福祉施設の整備・充実

- ・在宅医療介護の連携拠点の充実を図る。
- ・高齢者の活動拠点である「飯高老人福祉センター」の施設整備を行う。
- ・入浴、排泄、食事など必要なサービスを受けることができる入所施設の充実に努める。
- ・要介護状態になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、必要なサービスを受けることができる介護施設の充実に努める。

④ 社会福祉施設の充実

- ・地域で自立した生活を実現するため、グループホームなどの整備強化に取り組む。
- ・休校となっている学校施設などについても、地域性を考慮した上で、福祉施設などへの転用や既存施設と再編について検討する。

- 「子ども発達総合支援センター（そだちの丘）」の充実とともに、障がい者が地域で自立した生活を実現するため、障がい者の社会参加支援の拠点として障害者福祉センターの機能強化を図る。

4-10 観光のまちづくりの方針

(1) 基本的な方針

○観光のまちづくりを推進する

- ・「つながるまち 松阪」をコンセプトに、昔と今をつなぐ、遊びと健康をつなぐ、交流と情報でつなぐ観光の振興を図る。
- ・「松阪経営文化塾」を生かした観光の推進を重点戦略とし、“豪商のまち松阪”や“まちあるき”を楽しむ観光を推進する。

○多様な交流を楽しむ

- 「松阪ブランド」の強化・活用、街道や地域の歴史などを通じた交流を楽しむ観光とともに、国内外に向けた多様な情報発信を推進する。

(2) 観光のまちづくりの方針

① 観光ネットワーク化の推進

- ・南三重の玄関口として、伊勢志摩地域、東紀州地域、奈良吉野地域なども含む広域的な観光ネットワークへの対応を図る。
- ・観光を地域の活性化につなげていくため、市観光協会や民間企業等と連携し、歴史・文化・自然・食といった観光資源の魅力を磨き上げるとともに、観光拠点の整備や広域的な観光ルートの提案を行うことで、観光客の滞在性や周遊性を向上させ、市域全体のネットワーク化を進める。

② 観光資源の保存・活用

- ・史跡松坂城跡整備基本計画書に基づき、松坂城跡の整備を進める。また、今後も旧長谷川治郎兵衛家の保存と公開活用を進めるとともに、周辺の観光施設・資源との連携を図る。
- ・観光交流拠点施設とあわせて、大手通りの歴史的なまちなみ整備を推進する。
- ・文化財関係法令等に基づき、文化財の保存活用と指定・登録を進める。
- ・優れた自然的環境や景観資源、文化資源の活用、観光資源を取り巻く緑地や景観の保全整備を進める。

③ 市民の取組支援と適切な誘導・案内機能の整備

- ・地域による新たな観光資源の発掘をはじめ、地域自らによるまち歩きなどの取組が進められており、今後も地域の熟度に応じて、適切な支援を検討する。
- ・観光施設への適切な誘導・案内機能の強化に努める。

4-1-1 景観形成の方針

(1) 基本的な方針

○景観行政を推進する

- ・松阪市景観計画に基づいて、本市の良好で豊かな景観形成を推進する。

○景観をまちづくりに生かす

- ・地域の良好な景観を考えることで、地域住民の意思疎通を図り、コミュニティの活性化やまちづくり活動を始める契機とする。
- ・美しい景観は、地域共通の資産であることを認識し、美しいまちなみや快適な生活環境の保全と充実により地域への郷土愛を育む。

(2) 景観形成の方針

① 歴史的まちなみの保全と維持継承

- ・先人たちがつくり上げてきた城下町の趣を残す殿町や魚町、本町などや街道沿いに歴史的まちなみの残る市場庄町は、良好な景観の形成が特に必要な景観重点地区として指定しており、景観形成基準による規制と補助制度等の活用により、歴史的まちなみの保全と維持継承を図る。
- ・景観計画において、重点地区（候補）として位置づけている射和町・中万町などについても、地域住民の合意形成を促進し、景観重点地区としての指定を推進する。

② 自然景観の保全と維持継承

- ・地域の風景の骨格となっている高見山地や台高山脈などの山並みをはじめ、伊勢平野、伊勢湾、市域を縦断する榎田川などの自然景観の保全及び維持継承を図る。
- ・山並みや自然景観を眺望できる視点場や景勝地を守り育む。

③ 都市的景観の保全と創造

- ・郊外部や既成市街地周辺部における住宅地などの都市的景観については、景観形成基準に基づき、ゆとりや潤い、親しみの持てる景観の保全と創造に努める。

④ 景観に配慮した公共事業や公共施設の整備

- ・地域の景観を構成する重要な要素である道路や橋りょう、公園などの公共事業や公共施設については、公共事業等景観形成ガイドライン等に基づき、地域の良好な景観に配慮した整備を促進する。

⑤ 持続的な景観形成活動の推進

- 景観の保全・再生・創造とあわせて地域のコミュニティを育てていくため、市民や事業者、行政の協働による良好な景観形成の活動を継続及び推進していく。